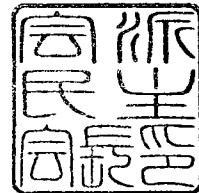


令和4年1月17日

鳥取県知事 平井 伸治 様

会派民主

会長 伊藤 保



来年度予算編成等に当たっての要望事項について

日々県政の発展に御尽力なさっていることに深く敬意を表します。

当会派では、各種団体、業界等からの政策提案、要望等も踏まえ、別紙の内容について来年度の予算及び施策に反映すべきものと考えておりますので、予算編成作業等にあたり格段の御配慮をお願いします。

1 新型コロナウイルス感染症の無料のPCR検査について

今後、感染の拡大や受験等で県外移動が増加する状況等を考慮に入れ、無料のPCR検査の受検期間を延長すること。

2 JR西日本のダイヤ改正と支社機能の維持等について

JR西日本が実施する本年3月ダイヤ改正について、米子支社管内では特急列車8本を含め45本を削減するとされており、昨年10月ダイヤ改正での大幅な減便と合わせて、利便性の低下による利用者離れの加速や誘客への影響が懸念される。

また、米子支社を含む中国地方の三つの支社の総務部門を統合し、広島に集約する組織再編も計画されている。

この度のダイヤ改正や組織再編について、地域の十分な理解が得られたとは言い難いため、改めて地域の要望・実情に真摯に耳を傾け、自治体等の理解の上での実施となるよう、継続してJR西日本へ働きかけること。

県として、鉄道をはじめ、公共交通機関の利用促進に向けた更なる広報活動や施策の充実を図ること。

3 民生委員等のなり手不足について

今年は民生委員・児童委員の改選期であるが、民生委員・児童委員のなり手不足、高齢化が問題となっている。

特に主任児童委員は、鳥取県の示す「民生委員推薦会の手引き」で原則65歳未満とされている中、現状は4割を超える委員が65歳以上である。平成6年厚生労働省が示した要項では「年齢要件は地域の実情を踏まえた運用ができる」とされており、鳥取県においては主任児童委員の年齢要件を「原則70歳未満」に引き上げること。

併せて、制度のあり方について、国に検討を求めるこ。

4 鳥取県親亡き後の安心サポート体制構築事業について

親亡き後の安心サポート体制構築事業の拡充を図ること。

5 医療的ケアの必要な児者への支援について

医療的ケア児支援法に基づき、医療的ケアの必要な子どもたちにも希望の幼児教育（幼稚園、保育所、認定こども園）・就学が保障されるよう取り組むこと。

6 DV被害者や子どもの自立支援活動等を行いたい県民への情報提供、相談窓口の周知について

コロナ禍の影響等でDV被害者や困窮する親・子の社会問題に対し、支援活動を行う際の相談窓口の周知を一層図るとともに、各種制度の担当課へのつなぎやマッチングについて配慮すること。

7 障がい特性の正しい理解の促進等について

障がい当事者による障がい者理解公開講座等、障害者差別解消法、あいサポート条例をより実効性あるものにするため、民間事業者や県民に、障がいの特性や障がい者の正しい理解が進むよう、一層の施策の推進を図ること。

8 事業者への「合理的配慮の提供」の義務化に伴う周知等について

令和3年5月に、民間事業者に「合理的配慮の提供」を義務付けるよう障害者差別解消法が改正されたところであるが、未だ法律自体が十分浸透しておらず、障がいを理由とする差別のない共生社会の実現には至っていない状況である。改正された制度の周知及び事業者の社会的障壁の除去に積極的に取り組むこと。

9 聴覚障がい者に配慮した情報提供について

聞こえない、聞こえにくい方々のために、NHK及び民放の地方ニュース・番組に字幕付与並びに手話言語を挿入するようさらに働きかけるとともに、防災無線のすべての情報をリアルタイムで把握できるよう市町村に対し助言し支援すること。

また、新型コロナウイルス感染症など、緊急連絡先の24時間対応ができるようにすること。

10 障がい者専用避難所の設置・運営について

知的障がい児・者の中には、移動行動、集団行動や閉鎖空間等が苦手な者が多く、一般の避難所で地域住民と一緒に過ごすことが困難な場合もあり、市町村に対し障がい者専用避難所の設置・運営等について助言および支援すること。

11 視覚障がい者等の同行援護従事者について

視覚障がい者の外出を支える「同行援護従業者」単独での養成研修が、本県では令和元年から現在まで3年間実施されておらず、「同行援護従業者」が不足している。また、同行援護は提供する事業所が少なく、当事者がサービスを十分に受けられない状況となっている。このことから、以下の取り組みを行うこと。

- ①令和3年度は西部においても研修を実施し、来年度以降も東・中・西部で単独実施し、回数を増やすなど受講機会を増やすこと。
- ②研修講師となる歩行訓練士・視能訓練士を養成すること。
- ③適正なサービス量の提供が行われるよう、県内の「同行援護従業者数」の把握と、市町村ごとの「視覚障がい者・盲ろう者数」を把握・公表し、取り組み・連携を促す等、同行援護事業サービスの実態調査を推進すること。

12 生活福祉資金貸付事業の借受者への支援体制強化について

新型コロナウイルス感染拡大に伴い令和2年3月に開始した特例貸付は、6度に亘る受付期間の延長が行われ、緊急小口資金の利用申請が3,847件、総合支援資金（新規・延長・再貸付）が6,439件（令和3年10月31日現在）と、リーマンショック期を超える件数となった。

借受者の生活も回復までは長期間を要するものと見込まれ、生活困窮者自立支援制度との効果的な連携を図りつつ、長期に亘る債権管理及び借受者への支援体制の強化が可能となるよう、国・県において財源を確保すること。

また、市町村の社会福祉協議会における人的な体制整備への支援を行うこと。

13 福祉人材の確保・育成・定着に向けた支援策について

介護や保育等の福祉の魅力が教育現場や地域社会に浸透し、福祉人材の確保につながる仕組みづくりを継続するとともに、就職後のフォローとして福祉従事者の研修充実や、やりがいをもって働きつづけることができる環境づくりへの支援を充実すること。

14 災害時の福祉支援の強化について

災害ケースマネジメントや鳥取県災害派遣福祉チーム（DWAT）の体制や機能を充実させること。

15 腎臓専門医等の充実について

腎臓専門医・透析専門医や透析介護認定看護師等を人材育成するとともに、県内各医療機関（透析施設）に配置できるよう支援すること。

16 歯科技工士の確保について

鳥取歯科技工士専門学校が2年連続募集停止となり、県内でも早晚歯科技工士の不足が起きてくることが考えられる。同学校について多様なアイデア、意見を聞き取り、県としても歯科技工士の確保に支援協力すること。

17 ひとり親家庭への支援拡充について

長引くコロナ禍の影響で、生活や子育てに困窮するひとり親家庭からの相談が高まっていることから、「ひとり親家庭寄り添い支援事業」を継続・拡充（東・中部での相談回数の増）を図ること。

また、相談窓口での受付から問題解決へと迅速に導くため、家計や法律相談につなぎやすい体制づくりを支援すること。

18 子どもの権利擁護について

県下の児童相談所に一時保護された子どもの権利擁護のための代理人（アドボケイト）制度の創設を検討されている。可能ならば子どもに関わる事業者、例えば養護施設や里親等にも広げること。

また、スタートに当たっては少なくとも「児童の権利に関する条約」に基づいた研修を関係者に行うこと。

19 幼稚園、認定こども園について

特別な支援を必要とする子どもたちが増える中、専門的知識、技能の習得が求められている。しかし、その様な人材育成のための特別支援学校教諭普通免許取得認定講座は夏季休業中に集中している。講習の時期等を考慮し多くの保育者が受講できるよう配慮すること。

20 国産米の需要拡大と食糧安全保障の確保について

消費の多様化等に対応した国産米の需要拡大に向け、関係業界の横断的連携による消費拡大を推進するとともに、子ども食堂やフードバンク、学生等への国産米供給に対する支援等の米の需給緩和対策を行うこと。

また、国民の命を守るために、食糧安全保障の確保について国に要望し、国消国産・地産地消を一層推進すること。

21 スマート農業を含む技術開発・社会実装の加速化等について

みどりの食糧システム戦略で掲げられた目標の達成に向けた取り組みを推進するため、スマート農業の社会実装の加速化、革新的な技術・生産体系・品種の開発・普及、家畜改良の推進及び低コスト化等に向けた支援を拡充するとともに、農業支援サービスの開始など、関係事業者の事業転換・再構築に向けた支援を創設すること。

22 百塚 88 号墳の保存について

米子市淀江地区の埋蔵文化財、百塚 88 号墳が保存できるよう検討すること。

23 除雪対策について

大雪時の道路幅員の確保のためや、交差点の通行が可能となるよう右折レンンも含め、排雪を実行すること。また、通学路等を確保するため、歩道除雪を実行すること。

24 自動車運転免許の高齢者講習、認知機能検査委託料について

高齢者講習、認知機能検査を自動車学校が受託しているが、講習に充てられるスタッフが足りないうえ、経費もかかっている。これらの現状に鑑み、委託料単価の引き上げとともに、手数料 100%を委託料に上乗せするなど、受託先である自動車学校が的確な講習や検査を実施できるよう、必要な支援を行うこと。

以上